平成２３年（フ）第２７４号
茨城県古河市女沼1704番地29　ハイツ女沼206号室、住民票上の住所茨城県古河市女沼189番地３
債務者　飯野　隆弘
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７５号
茨城県古河市茶屋新田256番地２
債務者　坂入　安美（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２８１号
茨城県猿島郡境町2121番地３　ウエストフジナミ202、前住所茨城県猿島郡境町1905番地２
債務者　高橋　優子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２８２号
茨城県下妻市小島879番地３　ドリーム館小島２階
債務者　大串　芳典
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１２１号
富山県南砺市天神275番地15
債務者　杉野　政義
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１２５号
富山県射水市善光寺８番２号　コーポ潮風102
債務者　釣　貴代美
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３８３号
石川県河北郡内灘町字旭ケ丘150番地
債務者　山下　隆弘
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８５号
石川県かほく市指江ソ24番地16
債務者　高田　邦彦
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
石川県かほく市指江ソ24番地16
債務者　高田　仁美
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０２号
石川県白山市千代野東１丁目７番地５
債務者　番字登志子
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１２号
金沢市松村７丁目84番地27　ヴィラ藤右衛門405号、従前の住所石川県かほく市外日角ハ71番地２
債務者　新甫　久恵
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４１４号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅５棟５号、従前の住所金沢市黒田２丁目391番地２
債務者　佐々木利夫
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４７２号
岐阜市茜部本郷３丁目55番地１　フレストアカナベⅡ201号室
債務者　八城　康夫
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７３号
岐阜市茜部本郷３丁目55番地１　フレストアカナベⅡ―201号室
債務者　八城　弘子
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４７８号
岐阜市北一色７丁目19番２―214号　市営住宅北一色団地４号棟
債務者　桂川　真紀
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８２号
岐阜市尼ケ崎町１丁目12番地１　サンシャインキャッスル201号室
債務者　林　　一美
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８４号
岐阜市芥見７丁目124番地
債務者　武藤　一夫
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所